

資料5

民生委員・児童委員について

東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課

○東海北陸厚生局が行っている業務

- ① 委嘱、解嘱、感謝状の授与
- ② 社会福祉功労者（民生委員・児童委員）大臣表彰の社会・援護局への推薦、各自治体への被表彰者決定通知発出
- ③ 大臣表彰（定時表彰、随時表彰）の被表彰者の決定

※ 上記の業務は、各県・指定都市・中核市からの推薦又は具申に基づいて行っている。

※ 民生委員・児童委員の任期は3年のため、3年に1回一斉改選がある。（次回は、平成31年12月予定）

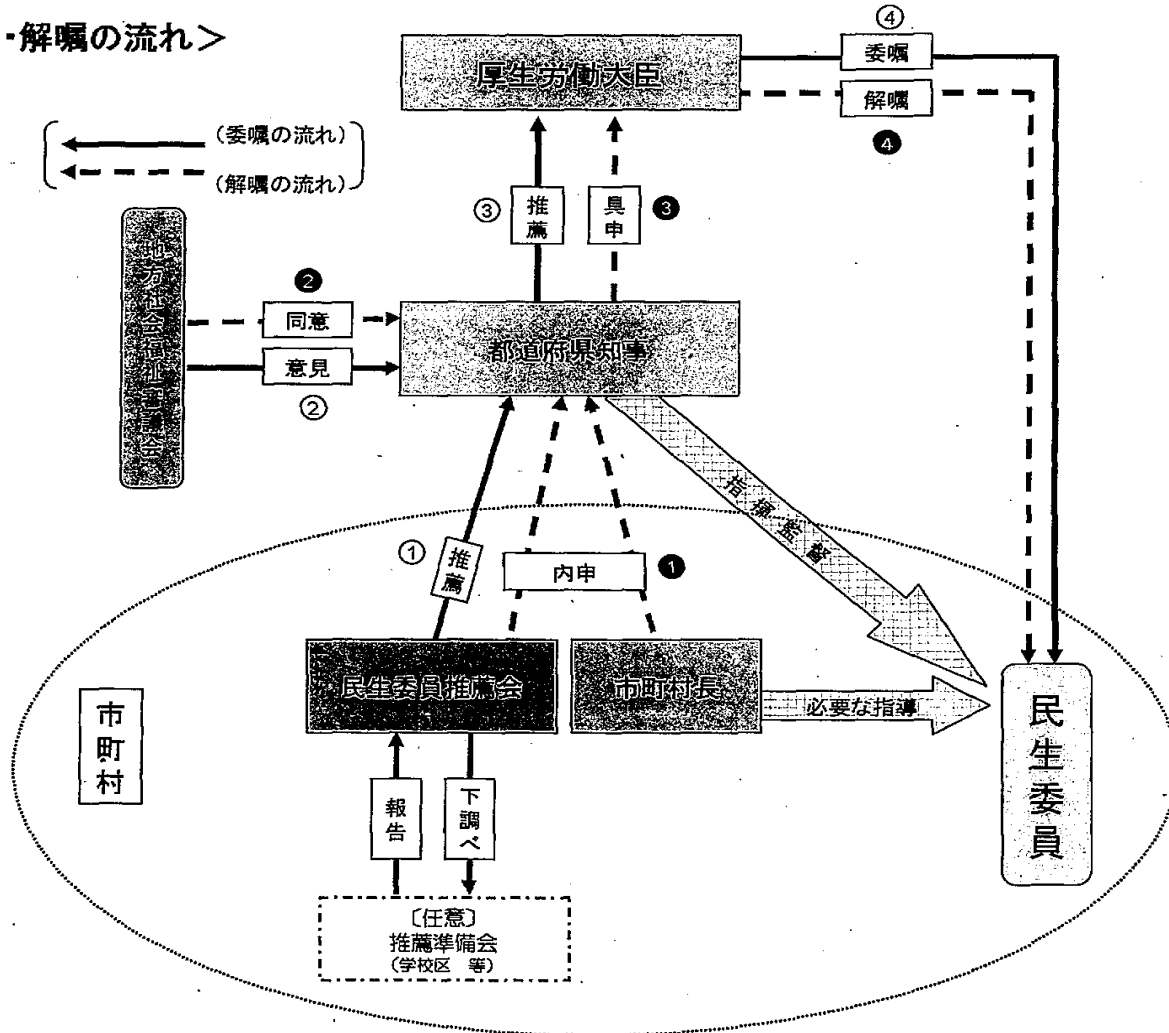
<民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の流れ>

【委嘱手続きの流れ(民生委員法)】

- ① 市町村長から委嘱された委員で構成・設置された民生委員推薦会にて審査後、都道府県知事に推薦を行う(5条2項)。
 - ② 都道府県知事は、地方社会福祉審議会の意見を聴く(5条2項)。
 - ③ 都道府県知事が、厚生労働大臣に推薦を行う(5条1項)。
 - ④ 推薦によって、厚生労働大臣が委嘱を行う(5条1項)。
- * なお、多くの市町村では民生委員推薦会の下に、学校区ごと等に推薦準備会を設け、候補者の下調べを行っている。

【解嘱手続きの流れ(民生委員法及び通知)】

- ① 市町村長又は民生委員推薦会が解嘱について、都道府県知事に内申を行う(局長通知)。
- ② 都道府県知事が解嘱について、地方社会福祉審議会の同意を得る(11条2項)。
- ③ 都道府県知事は、厚生労働大臣に具申を行う(11条1項)。
- ④ 具申に基づいて、厚生労働大臣が解嘱を行う(11条1項)。



平成29年度民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体 厚生労働大臣表彰について（概要）

- 民生委員又は児童委員としてその職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者に対して行う。
- 原則として毎年1回行なうものとする。
- 厚生労働大臣が表彰状及び功労章を授与して行なう。

被表彰者の推薦・選考

被表彰者の決定は、各県、指定都市及び中核市より推薦された候補者の中から東海北陸厚生局に設ける推薦委員会において選考し、社会・援護局に推薦する。

被表彰者の範囲（民生委員・児童委員）

- （１）現に民生委員、児童委員の職にある者であること。
- （２）原則として民生委員又は児童委員としての在職期間が20年以上の者であること。
- （３）原則として、民生委員又は児童委員として都道府県知事等より表彰を受けた者であること。

被表彰者の範囲（民生委員優良活動団体）

（１）表彰

民生委員活動団体としての功績が顕著であって、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、10年以上継続して活動しているもの。

（２）感謝状贈呈

民生委員活動団体としての功績が顕著であって、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、5年以上継続して活動しているもの。

民生委員・児童委員の被表彰候補者の推薦枠(平成29年度)

委員数等	推薦枠
1,000人未満	2人
1,000人以上 3,000人未満	3人
3,000人以上 5,000人未満	4人
5,000人以上 7,000人未満	5人

自治体名	委員数	推薦枠
富山県	1,666	3
石川県	2,008	3
岐阜県	3,586	4
静岡県	4,282	4
愛知県	5,774	5
三重県	4,079	4
静岡市	1,159	3
浜松市	1,306	3

自治体名	委員数	推薦枠
名古屋市	4,269	4
富山市	877	2
金沢市	1,100	3
岐阜市	885	2
豊橋市	545	2
豊田市	588	2
岡崎市	558	2
推薦枠計		46

※民生委員優良活動団体の推薦枠は各自治体1団体

東海北陸厚生局推薦枠 46人

被表彰者の決定

各厚生局から推薦された者について、厚生労働大臣が決定

表彰の実施 (平成29年度全国社会福祉大会)

平成29年11月22日 (水) 13:00～

ホテルメルパルク東京「メルパルクホール」(東京都港区)

○社会福祉功労者（民生委員・児童委員）

・平成29年度日程

- | | |
|--------|---|
| 6月16日 | 本省社会・援護局から各自治体あてに推薦について連絡 |
| ～7月31日 | 自治体から、東海北陸厚生局への推薦調書〆切
(※民生委員・児童委員分のみ。他の区分は、厚生労働本省あて推薦) |
| 9月14日 | 東海北陸厚生局の選考委員会にて選考後、東海北陸厚生局より本省社会・援護局に推薦 |
| 11月9日 | 東海北陸厚生局から各自治体あてに決定通知発出 |
| ～表彰日 | 社会・援護局にて、大臣表彰への参加の希望の有無の確認等) |
| 11月22日 | 社会福祉功労者大臣表彰当日（平成29年度全国社会福祉大会） |

○定時表彰

基準日（11月30日）以前1年間に辞められた民生委員・児童委員の方のうち、20年以上勤められた方等に対し、大臣表彰を行うもの。

・平成29年度日程

- 11月16日 東海北陸厚生局より、各自治体に、対象者数調査
（※委嘱状等の物品の必要数調査を同時に行うこともある。）
- 12月21日 社会・援護局より、定時表彰の各自治体の表彰枠の決定を受けて、東海北陸厚生局から各自治体へ推薦依頼
- 1月10日 各自治体から東海北陸厚生局あての推薦〆切
- 1月15日 東海北陸厚生局から各自治体あてに決定通知発出

※ 定時表彰の物品（表彰状、紙筒、記念品）は、例年、3月に、東海北陸厚生局から各自治体に送付している。
（併せて、委嘱状、解嘱状、感謝状等の物品も送付している。）

○ 随時表彰

在職中に亡くなられた民生委員・児童委員の方への大臣表彰については、随時、東海北陸厚生局に推薦いただき、表彰の決定をしている

参考資料

事務連絡
平成26年11月5日

各
〔 県
指定都市
中核市 〕
厚生労働大臣特別表彰事務担当課長 殿

東海北陸厚生局
健康福祉部健康福祉課長

厚生労働大臣特別表彰推薦者について（徹底依頼）

厚生労働大臣特別表彰業務につきましては、平素より格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

当該表彰は、「社会福祉功労者厚生労働大臣表彰の実施について」（平成17年7月26日付け雇見発第0726007号・社援発0726004号・老発第0726002号）別紙、社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領において「過去において民生委員・児童委員として褒章若しくは厚生労働大臣特別表彰を受けたものは除くこと」とされていますが、当局管内において、既に同表彰を受けた者が今年度の推薦者として推薦される事例が発生しました。このことは、推薦者の資料作成の際、経歴確認が不十分であったことによるものです。

つきましては、上記実施要領に基づいて正確に推薦調書（別紙様式1-1）を作成するよう、よろしくお願いいたします。

なお、厚生労働大臣特別表彰受賞者につきましては、民生委員・児童委員に対する定時表彰及び随時表彰の対象外となりますので、同様に確認していただきますようお願いいたします。